

## 命令事項について

### 1. 海上運送法第 19 条第 2 項に基づく「輸送の安全確保に関する命令」

#### (1) 関係法令の遵守

船舶安全法及び海上運送法等関係法令を厳格に遵守するため、関係者に周知徹底するとともに、規則に基づく許可条件の遵守状況を定期的に確認する仕組みを構築、文書化し、再発防止対策を確実に講じること。

#### (2) マニュアルの作成及びその実施

危険物等の取扱いについて、関係法令及び安全管理規程を的確に実施できるよう、船長、運航管理者のみならず荷役事業者等関係者における責任者や担当部署の役割を明確化したマニュアルを作成し、安全管理体制の確立・強化を図るとともに、関係法令及び安全管理規程を的確に実施するよう周知、徹底すること。

#### (3) 安全管理規程の遵守

安全統括管理者及び運航管理者は、全職員に対して関係法令の遵守と安全最優先の原則等輸送の安全を確保するために、必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図るとともに当該教育の実施に係る記録を行うこと。教育は、安全管理規程、作業基準の遵守を重点的に行うこと。

### 2. 船舶安全法第 12 条第 3 項に基づく「是正命令」

危険物を運送する際には、船積み前に、危険物の詳細、積載場所、積載数量及び危険物相互の隔離要件等を確認する等船長が行うべき事項について規則及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の規定を遵守するよう是正し、当該是正が確実に講じられたことを当支局が確認するまでの間、以下の措置を講じること。

(1) 液体酸素を運送しないこと。ただし、代替輸送手段がない場合又は緊急性を要する場合であって、当支局職員の立会等により規則に適合していることが確認できる場合は、この限りではない。

(2) 液体酸素以外の危険物を運送する場合は、船長が運送の前日までに運送しようとする危険物の一覧表及び採るべき措置を記載した書類を当支局あて提出すること。

なお、提出のあった危険物の運送に関し、必要に応じて当支局職員が規則及び告示の適合状況を確認する。